契約手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁私学課 | 下記の物品購入契約について、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号に定める場合に該当するものとして随意契約としていたが、大阪府財務規則第61条の３第１号、第２号及び第３号に定める公表が行われていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約名称 | 支払金額 |
| 指定物品購入（リーフレット等の印刷） | 2,734,382円 |

 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（随意契約）第167条の２三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約（以下略）【令和３年10月１日付け改正前の大阪府財務規則】（随意契約の手続）第61条の３　令第167条の２第１項第３号及び４号の規則で定める手続は、次に掲げる手続とする。一　毎年度の当初に、当該年度の令第167条の２第１項第３号及び４号の規定により随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「契約」という。）に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。二　契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。イ　契約の内容ロ　契約の相手方の決定の方法及び基準ハ　公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法ニ　イからハまでに掲げるもののほか、必要な事項三　契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。イ　契約の相手方の氏名又は名称及び住所ロ　契約の相手方とした理由ハ　イ及びロに掲げるもののほか、必要な事項 |

 | 本検出事項については、大阪府財務規則等に規定された適正な手続に関する契約事務担当者の確認が不十分であったことが原因であった。そのため、再発防止に向け、研修等を通じ担当者の会計事務に関する理解を一層深めるとともに、複数名によるチェックを徹底するなど、事務手続に遺漏や錯誤が生じることがないよう適正な事務処理を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月10日から同年７月11日まで）